

平成20年度

富山地区広域圏事務組合

一般会計
特別会計 決算審査意見書

富山地区広域圏事務組合監査委員

富 広 組 第 5 1 号
平成 2 1 年 8 月 4 日

富山地区広域圏事務組合
理事長 森 雅志 様

富山地区広域圏事務組合
監査委員 石黒 三千治

監査委員 村田 昭

平成 2 0 年度決算審査意見書の提出について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び同法第 2 4 1 条第 5 項の規定により、平成 2 0 年度富山地区広域圏事務組合一般会計、特別会計歳入歳出決算並びに証書類、政令で定める書類の審査を行った結果、次のとおり意見書を提出します。

平成20年度 富山地区広域圏事務組合
一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書

1. 審査の対象

平成20年度富山地区広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算
平成20年度富山地区広域圏事務組合清掃事業特別会計歳入歳出決算
上記各会計歳入歳出決算に係る証書類、歳入歳出決算事項別明細書、
収支に関する調書及び財産に関する調書

2. 審査の期日

平成21年8月4日（火）

3. 審査方法

審査は、平成21年7月28日付けをもって、理事長より送付された決算書に基づき、組合議会で議決された科目によって適正に作成されているか否かについて確かめ、会計管理者所管の歳入歳出票との計数照合を行うとともに、証書類並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の審査を行った。

4. 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係帳簿は、適正に表示されているものと認めた。

第 1 決算の概要

平成 20 年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算額は、歳入 5,255,972,101 円、歳出 4,851,056,020 円であり、予算現額に対して歳入は 102.5%、歳出は 94.6%である。

また、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は 404,916,081 円であり、翌年度へ繰り越すべき財源 28,836,000 円を差し引いた実質収支は 376,080,081 円である。

(単位：円)

会 計 名		一般会計	特別会計	計
予算現額		83,108,000	5,045,540,000	5,128,648,000
決 算 額	歳 入 A	83,906,465	5,172,065,636	5,255,972,101
	歳 出 B	79,958,855	4,771,097,165	4,851,056,020
形式収支 C (A-B)		3,947,610	400,968,471	404,916,081
翌年度へ繰り越すべき財源 D		0	28,836,000	28,836,000
実質収支 C-D		3,947,610	372,132,471	376,080,081

第 2 一般会計

1 歳 入

(1) 分担金及び負担金

分担金及び負担金の決算額 75,618,000 円は、組合運営費負担金 30,180,000 円、保健衛生費負担金 32,509,000 円、スポーツ施設費負担金 12,929,000 円である。

(2) 使用料及び手数料

使用料及び手数料の決算額 4,500 円は、敷地内占用料である。

(3) 県支出金

県支出金の決算額 2,912,000 円は、病院群輪番制運営事業補助金である。

(4) 財産収入

財産収入の決算額 469,034 円は、財政調整基金（平成 20.3.31 現在 54,617,053 円）の一時運用利子である。

(5) 諸収入

諸収入の決算額 4,512 円は、地方公務員災害補償基金からの還付金である。

(6) 繰越金

繰越金の決算額 4,898,419 円は、平成 19 年度より繰越したものである。

2 歳 出

(1)議会費

議会費の決算額 1,276,233 円は、予算額 1,612,000 円に対し 79.2%の執行率である。

これは、主に報酬 419,500 円、旅費 72,000 円、需用費 162,833 円、委託料 581,900 円であり、不用額は 335,767 円である。

(2)事務局費

事務局費の決算額 30,802,180 円は、予算額 32,103,000 円に対し 95.9%の執行率である。

これは、主に人件費（給料、職員手当等、共済費）20,753,698 円、旅費 134,400 円、需用費 1,056,241 円、役務費 353,857 円、委託料 4,682,772 円、使用料及び賃借料 1,418,688 円、負担金補助及び交付金 1,639,540 円、積立金 469,034 円であり、不用額は 1,300,820 円である。

(3)衛生費

衛生費の決算額 34,951,680 円は、予算額 35,464,000 円に対し 98.6%の執行率である。

これは、病院群輪番制実施病院に対する補助金である。

〔富山市民病院・富山赤十字病院・済生会富山病院厚生連滑川病院・かみいち総合病院〕

(4)スポーツ施設費

スポーツ施設費の決算額 12,928,762 円は、予算額 12,929,000 円に対し 100.0%の執行率である。

これは、常願寺ハイツの役務費 28,762 円、委託料 12,900,000 円であり、不用額は 238 円である。

第3 特 別 会 計

1 歳 入

(1) 分担金及び負担金

分担金及び負担金の決算額 3,378,740,876 円は、ごみ処理事業費負担金 342,535,000 円、ごみ処理施設建設事業費負担金 2,321,367,000 円、リサイクル事業費負担金 714,838,876 円である。

(2) 使用料及び手数料

使用料及び手数料の決算額 671,237,105 円は、主に民間持ち込み可燃ごみ処理手数料である。

(3) 財産収入

財産収入の決算額 544,879,106 円は、メタル等売払収入 18,395,000 円、余剰電力売払収入 312,498,132 円、アルミ売払収入 5,606,867 円、缶・プレス品等売払収入 118,188,017 円、磁性金属売払収入 84,087,747 円、リサイクル品売払収入 916,300 円、一般廃棄物処理施設整備基金(H20.3.31 現在 932,487,341 円)の一時運用利子 5,187,043 円である。

(4) 繰入金

繰入金の決算額 60,124,000 円は、一般廃棄物処理施設整備基金からの繰入金で、最終処分場に係る調査、市有財産の購入費等に充当したものである。

(5) 諸収入

諸収入の決算額 29,347,014 円は、ペットボトル有償入札拠出金 24,091,631 円、災害共済会からの共済金 3,278,789 円、雇用保険料の戻入金 175,537 円、預金利子 1,288,487 円、自転車登録代金等の雑入 512,570 円である。

(6) 繰越金

繰越金の決算額 487,737,535 円は、平成 19 年度より繰越したものである。

2 歳 出

(1) ごみ処理事業費

ごみ処理事業費の決算額 1,423,829,346 円は、予算額 1,574,223,000 円に対し 90.4%の執行率である。

これは、主に人件費（給料、職員手当等、共済費、賃金）449,715,313 円、需用費 340,377,111 円、役務費 79,758,495 円、委託料 542,430,152 円、使用料及び賃借料 7,281,456 円、負担金補助及び交付金 1,533,354 円であり、不用額は 150,393,654 円である。

(2) ごみ処理施設建設事業費

ごみ処理施設建設事業の決算額 26,963,201 円は、予算額 63,209,000 円に対し 42.7%の執行率である。

これは、主に委託料 12,600,000 円、負担金補助及び交付金 8,000,000 円、積立金 5,187,043 円である。また、翌年度繰越額は 28,836,000 円であり、不用額は 7,409,799 円である。

(3) リサイクル事業費

リサイクル事業費の決算額 710,483,667 円は、予算額 793,286,000 円に対し、89.6%の執行率である。

これは、主に人件費（給料、職員手当等、共済費、賃金）131,613,668 円、報償費 142,279,648 円、需用費 111,902,337 円、役務費 50,307,479 円、委託料 262,101,200 円、公有財産購入費 8,866,000 円であり、不用額は 82,802,333 円である。

(4) 公債費

公債費の決算額 2,609,820,951 円は、予算額 2,609,822,000 円に対し 100.0%の執行率である。

これは、地方債償還元金 2,352,444,836 円、利子 257,376,115 円であり、不用額は 1,049 円である。

結　　び

平成２０年度一般会計及び特別会計について、その内容を検討した結果計算に誤りなく証書類も整備され、会計経理は正確であることを認めた。また、予算執行の状況についても、概ね良好である。

なお、今後とも関係市町村と連携を密にしながら、廃棄物の適正処理を図り、快適で住みよい圏域づくりに、一層努力されたい。